

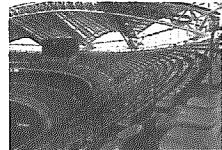
■新潟スタジアムの開館と見学について■

平成9年から新潟市鳥屋野潟公園内で建設を進めてきた新潟スタジアムが完成し、4月29日にオープンしました。

スタジアムの見学を、閉館日（月曜及び年末年始、月曜が祝日の場合はその翌日）、イベント開催日、厳冬期等を除き実施します。

▶自由見学 5月2日以降実施（予約不要）
▶案内付き見学 5月9日以降実施（要予約、原則として10名以上の団体対象）

▶予約・問い合わせ 新潟スタジアム管理事務所 ☎287-8811 県のホームページでも情報を提供しています。
<http://www.pref.niigata.jp/>



■青い鳥郵便葉書を配付■

郵便局では、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めていただくことを目的に、「青い鳥郵便葉書」（1枚50円）を販売しています。また、身体に重度の障害（1級または2級）のある方、および重度の知的障害（療育手帳に「A」と標記）のある方で希望される方に、1人につき20枚を無償で差し上げます。

ご希望の方は、当局窓口に備えてあります用紙に必要事項をご記入の上、身体障害者手帳または療育手帳を提示してお申し出ください（代理の方による申出もできます）。

なお、郵便によりお申出いただくこともできます。この場合は用紙（適宜の用紙も可）にご本人の手帳番号、級別、住所、氏名を記入の上、住所の配達を受け持つ郵便局へ郵送してください。

受付期間は5月31日（木）までです。葉書がすべて配付、販売され、なくなる場合があります。ご了承ください。

詳しくは、横越郵便局（☎385-2000）へお尋ねください。

■クレジット・サラ金・商工ローン110番■

借金返済でお悩みの方、新潟県青年司法書士協議会が電話での相談をお受けし、法律的なアドバイスを行います。相談は無料です。

▶日時 6月3日（日）午前10時～午後4時
▶相談電話 ☎228-1601（当日限り）

救急車出動状況

◆3月の出動状況 26 (64)
交通事故 3 (10)
主な出動原因 一般負傷 4 (7)
急病 18 (42)
その他 1 (5)
()は平成13年1月以降の累計

「なんでも相談」のご利用を
5月20日(日)
午前9時～午後4時
役場町長室

■国民年金には保険料の免除制度があります■

国民年金の第1号被保険者（自営業とその配偶者や学生など）は、20歳から60歳までの40年間加入し、定額の保険料を納めなければなりません。

この間、経済的な事情のためどうしても保険料を納められない場合もあります。納められないからといってそのままにしておくと、将来の老齢基礎年金やイザというときの障害基礎年金や遺族基礎年金がもらえない場合があります。

そのようなときのために、国民年金には「保険料の免除制度」があります。

どうしても保険料を納めることが困難なときは、お早めに国民年金担当窓口（町民生活課）にご相談ください。

国民年金には、「法定免除」・「申請免除」・「学生納付特例制度」の保険料免除制度があります。

◆法定免除とは

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害基礎年金を受けている方

◆申請免除とは

- ・所得の少ない人や病気やケガのため経済的に納付が困難な方
- ・納付が困難な特別の理由のある方

以上のような方は、申請して承認されると免除されます。

免除された方は、10年以内であれば、保険料を納めなおす（追納）ことができます。追納すると、通常に納付したときと同じ取り扱いになります。

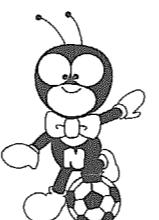
◆学生には学生納付特例制度があります

学生納付特例申請書を提出し、承認された方は、次のような取り扱いになります。

◎ 将来の老齢基礎年金の、年金を受けるために必要な期間としては算入されますが、年金額に反映されません。

◎ 学生納付特例期間中の病気やケガで、障害が残ったときや亡くなったときは、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。

◎ 10年以内であれば、保険料を納めなおす（追納）することができます。追納すると、通常に納付したときと同じ取り扱いになります。



5月の納税等

軽自動車税 全期
国民年金保険料 5月期
下水道受益者負担金 1期



■社会福祉法人中蒲原福社会 職員募集■

▶募集職種 ①理学療法士または作業療法士（正職員）1名
②看護婦（士）（準職員）1名

▶採用条件 20歳～40歳位の有資格者

▶勤務時間 午前8時30分～午後5時30分
(1週40時間以内、年間休日約120日)

▶採用年月日 平成13年6月1日付

▶勤務地 ①は、特別養護老人ホーム向陽の里（亀田町）
②は、特別養護老人ホーム横雲の里（横越町）

▶試験日時 5月28日（月）午後1時～作文と面接
試験場所は向陽の里

▶申込・問い合わせ 5月24日午後5時30分までに下記へお申し込み下さい。向陽の里 ☎382-8222 亀田町向陽2-61
申込用紙は向陽の里、横雲の里にあります。

■心配ごと相談日■

▶会場 老人福祉センター

▶時間 午後1時～4時

▶相談日と相談内容

5月7日（月）

5月11日（金）

5月16日（水）

5月21日（月）

6月1日（金）

日頃の心配ごと、悩みごとなどを
お受けします。

▶相談は無料で、秘密は固く守られます。

■分譲宅地募集のごあんない■

新潟県住宅供給公社では、横越第2団地（横越町川根町5丁目）での分譲宅地の募集を行います。

▶募集期間 5月14日（月）～5月23日（水）

▶募集区分 分譲宅地 9区画

▶問い合わせ 建設企業課 ☎385-2111

新潟県住宅供給公社販売課 ☎285-6111

■街頭労働相談会 開催■

労働者・使用者を対象に、街頭労働相談会を開催します。労働条件、解雇・退職、社会保険、雇用保険などの疑問にお答えします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

▶日時 6月15日（金）午前10時～午後4時

▶会場 ふるまちモール7（新潟市古町7番町）

▶問い合わせ 新潟労政事務所 ☎232-6110

■新潟労政事務所の労働110番■

賃金・労働時間・解雇・退職などの労働問題のご相談をお受けします。就業規則例、県内賃金水準などの資料提供も行います。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

弁護士相談も可能です（要予約）。

▶相談時間 月曜日～金曜日（休日除く）

午前8時30分～午後5時15分

▶相談電話 ☎232-6110

■にせ税務職員にご注意を！■

最近、税務職員をかたり、税金を還付すると称して、家族の勤務先や電話番号などを、電話で照会する事例が発生していますのでご注意ください。

通常、税金の還付については、既に提出された書類等に基づき行っていますので、改めて勤務先等を照会することは基本的にはありません。このような不審な電話があったときには、即答しないで、一度電話を切り、税務署に確認をしてください。

▶問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151

■家事事件手続案内テレフォンサービス■

家庭裁判所の家事事件手続に関する情報を、音声またはファックスにより分かりやすくご案内します。24時間、年中無休ですので、ご利用ください。

▶内容 (1) 家事事件に関する一般的な案内

(2) 夫婦、親子、親族間の調整、相続等の問題に関する調停手続、各種申立手続についての案内

(3) 家事事件手続についての相談（家事相談）

▶電話・ファックス共通番号 230-0001

▶問い合わせ 新潟家庭裁判所 ☎266-3171

■ご注意ください 悪質商法■

①「あなただけ特別に…」など、うまい話にご用心下さい。日頃から注意しておきましょう。

②中途半端な態度が一番危険です。特に「結構です」という答え方は肯定の意味にとられることがあります。いらない時ははっきり「いません」と言いましょう。

③説明内容は契約書面に記載されているかどうか、確認する必要があります。

④不審に思った場合は、早めに近くの警察や消費者センターなどの相談窓口に相談しましょう。契約後でも、クーリング・オフ（無条件で申込みの撤回）ができる場合があります。